

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月
 【主管課・室】 自然環境局総務課動物愛護管理室
 【評価責任者】 動物愛護管理室長 東海林 克彦

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 8 - (5) 動物の愛護及び管理
施策の概要	動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための施策を実施する。
予算額	73,321 千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進する。
達成状況	都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事実施等、動物愛護管理の普及啓発を推進するとともに、自治体職員に対する講習会の実施、動物販売業者用の説明マニュアルの作成、モデル事業の実施等により、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進した。

下位目標1	動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。				
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度		H - 年度
国、都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間行事の実施状況	94%	95%	96%	目標値	-

達成状況	<p>各種普及啓発資料等を作成し、都道府県等を通じて広く配布するとともに、インターネットによる情報提供や普及啓発を行った。</p> <p>動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施した。中央行事では「動物愛護講演会」「動物愛護子供フォーラム」「動物愛護フェスティバル」等の催しを実施した。また、動物の愛護や動物による迷惑防止等のポスターの作成を行った。平成16年度において動物愛護週間行事を実施した都道府県・政令指定都市・中核市は全95自治体の内、91自治体にのぼる。</p>
------	--

下位目標2	<p>都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。</p>				
指 標	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	H - 年度
都道府県等による犬猫の引取数	376,359 頭	359,819 頭	集計中		減少傾向を維持
達成状況	<p>都道府県等の動物愛護担当職員の知識及び技能の向上を図るため、都道府県等の担当職員を対象に、適正飼養講習会を実施した。(H16年度は福井県、宮崎県等で実施)</p> <p>飼養動物との共生推進総合モデル事業を沖縄県に施行委任し、普及啓発、所有者明示、不妊去勢等の事業を総合的に取り組み、適正飼養の推進を行った。</p> <p>動物販売業者が購入者への説明責任を適切に果たせるよう、動物販売業者用説明マニュアル(爬虫類)を作成し、都道府県等を通じて周知徹底した。動物の飼養放棄や遺棄、逸走を防ぐため、家庭動物の種特性に応じた個体識別措置等に関する一般飼養者向けのガイドライン、都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのインターネットを活用した広域的なデータベース・システムの統一規格、動物収容施設等における外国産動物の適正な飼養保管等のマニュアルの作成について検討を行った。</p> <p>都道府県等による犬猫の引取数は、H14、15年度と減少傾向を示している。H16年度の数値については、H18年 4月に集計結果が出る予定である。</p>				

下位目標3	「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年12月22日公布。以下「改正法」という。)施行後の動物愛護管理に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた展示動物の飼養保管基準の見直しを行う。
達成状況	法に基づき定められている展示動物の飼養保管基準の改正を行い平成16年4月30日に告示した。さらに、基準の解説書を作成した。 改正法の附則に基づき、改正法の施行状況等について検討を行うため、「動物の愛護管理のあり方検討会」を設け、動物の愛護管理に関する各種課題について検討を行っている。

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等) 都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいくことが必要である。</p> <p>【有効性】(達成された効果等) 動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物の愛護や動物による迷惑防止等の啓発ポスターを作成することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることに寄与した。 飼養動物との共生推進総合モデル事業を沖縄県に施行委任し、普及啓発・所有者明示・不妊去勢等の事業を総合的に実施することにより、適正飼養の推進に寄与した。 家庭動物の種特性に応じた個体識別措置等に関する一般飼養者向けのガイドライン、都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのインターネットを活用した広域的なデータベース・システム、動物収容施設等における外国産動物の適正な飼養保管等のマニュアルの作成について検討を行い、動物の飼養放棄や遺棄、逸走防止に寄与した。 動物販売業者用説明マニュアルの作成により、動物販売業者の説明責任を果たすための一助としたほか、終生飼養に対する飼い主の自覚と実践を促すことに寄与した。</p>
-----	---

	<p>動物愛護推進員を養成するための教材マニュアルの作成により、都道府県等における動物愛護推進員制度のサポートに寄与した。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>動物の愛護と適正な管理について、広く国民に周知していくためには、リーフレット等のほか、引き続き、関係団体を通じた普及啓発やインターネット等の活用等を進めていくことが効果的であり、効率的である。</p> <p>動物の愛護と適正な管理を推進するためには、国や自治体の行政のみならず、民間団体等と連携して取り組むことが重要であり、そうした取組を推進すること及び支援することが効果的かつ効率的である。</p> <p><目標に対する総合的な評価></p> <p>普及啓発や各種事業の実施等により、動物の愛護と適正な管理の推進が図られているが、国民の動物の愛護管理に関する要望等は、ますます多様化しており、それらの要望等に応え、人と動物との共生を図るためには、動物の飼養保管基準・指針等の見直し等、動物の愛護管理に関する取組を強化していく必要がある。</p> <p>一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護管理に取り組むこと、そうした取組に対する支援等が重要である。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>動物愛護管理の普及啓発を推進するため、都道府県等及び民間団体等と連携を図りながら、普及啓発資料の作成配布や愛護週間行事等の効果的な事業を実施する必要がある。</p> <p>都道府県等が引き取っている犬ねこは、年々減少しているものの、年間約36万頭あることから、飼養者の適正飼養を更に徹底するとともに、引き取った犬ねこの譲渡を推進するための具体的な取組を推進する必要がある。</p> <p>多様な動物が家庭動物として飼養されていることから、それらの適正な飼養保管方法等について、周知徹底を図る必要がある。</p> <p>動物の適正な飼養保管を推進するため、法律に基づき定められた動物の飼養保管基準・指針等の見直しやガイドライン等の作成が必要である。</p> <p>改正法の施行状況等を踏まえ、動物の愛護管理のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。</p>

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>多様な動物の適正な飼養保管方法等についてマニュアル等を作成し、普及啓発するとともに、インターネットを活用し都道府県等において、引取動物の譲渡を促進できるようなシステムを構築する。</p> <p>動物の適正飼養を推進するため、引き続き普及啓発を実施する。</p> <p>飼い主等への適切な指導等、地域における動物の適正飼養を効果的に実施するため、自治体職員対象の適正飼養講習会を引き続き実施する。</p> <p>法律に基づき定められた動物の飼養保管基準・指針等の見直しやガイドライン等の作成を推進する。</p>

特記事項

<p>下位目標1について、全国の都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間の実施状況を、動物愛護管理の普及啓発状況の参考指標として示すこととした。</p> <p>下位目標2について、都道府県等による犬猫の引取数を指標とすることにより、終生飼養や適正飼養の推進状況を示すこととした。</p> <p>下位目標3について、平成17年 6月15日に動物愛護法の一部改正法が成立したことから、これとの混同を避けるため、正確に表記することとした。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 8 - (5) 動物の愛護及び管理	
施策共通の主な政策手段等	動物の愛護及び管理に関する法律	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
動物愛護管理の普及啓発 (下位目標1)	・動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施。	・動物愛護週間事業費 (14百万円)
都道府県等による動物愛護管理の取組への支援 (下位目標2)	・都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進。	・動物の適正飼養推進事業費 (12百万円) ・家庭動物の終生飼養推進事業費 (20百万円) ・飼養動物との共生推進総合モデル事業 (12百万円)
動物愛護管理に関する基準・指針等の策定等 (下位目標3)	・改正法施行後の動物愛護管理に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた展示動物の飼養保管基準の見直しを実施。	

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 8 - (5)動物の愛護及び管理 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名) 国、都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間行事の実施状況	%	96 (H16年度)	- (-)
指標の解説(指標の算定方法) 都道府県、政令指定都市、中核市において、動物愛護週間行事を実施した自治体の割合			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 動物愛護週間地方行事一覧(公開)	特記事項 (外部要因の影響など) -		
目標値設定の根拠 -			

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 8 - (5)動物の愛護及び管理 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 都道府県等による犬猫の引取数	頭	集計中 (H16年度)	減少傾向を維持 (-)
指標の解説(指標の算定方法) 都道府県等において引き取った犬猫の数			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 動物愛護管理行政事務提要(非公開)	特記事項 (外部要因の影響など) -		
目標値設定の根拠 動物愛護管理法第18条第1項			